

# 知財法務の勘所Q&A（第77回）

---

## 著作者人格権をめぐる今後の展望

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 山中 智代

監修：弁護士 清水 亘

**Q1** 著作者人格権とは何ですか？

**A1** 著作者人格権（著作権法17条1項。以下、単に「法」といいます）とは、著作者（法2条1項2号）が自己の著作物につき有している人格的利益を対象とした権利<sup>1</sup>です。

日本の著作権法は、著作物を創作した者（著作者）に権利を認める創作者主義を採っており、著作者の権利として、著作権と著作者人格権を規定しています。このうち、著作者人格権としては、公表権（法18条）、氏名表示権（法19条）、同一性保持権（法20条）、名誉・声望を害する方法で著作物を利用されない権利（法113条11項）、著作物の修正増減権（法82条）及び出版権の消滅の請求権（法84条）を定めています。

**Q2** 著作者人格権と著作権の違いは何ですか？

**A2** 著作権は譲渡できます（法61条1項）が、自己の人格的利益を根拠とする著作者人格権は、一身専属的な権利であって譲渡できません（法59条）。したがって、著作権が譲渡されても、著作者人格権と一緒に譲渡されるわけではなく、著作者人格権は著作者に帰属したままです。

また、法30条以下に定められている著作権の制限規定（いわゆる権利制限規定）は、著作者人格権には適用されません。

こうした著作権と著作者人格権の性質の違いゆえに、注意が必要となる場面があります。例えば、著作者人格権に含まれる同一性保持権（法20条）は、著作者の意に反して著作物の変更や切除を受けない権利ですが、この同一性保持権は、著作権に含まれる翻案権（法27条）と同じ場面で機能することがあります。翻案権は、著作物を変更して新たな著作物を創作する権利（法27条）だからです。そのため、著作物を変更して利用するために、翻案権を含む著作権の譲渡や利用許諾を受けたにもかかわらず、著作者から同一性保持権侵害を主張される可能性があります。そこ

---

1 中山信弘『著作権法（第3版）』（有斐閣、2020年）577頁

で、著作権に関する契約を締結する際には、著作者人格権をどのように処理するのかに注意する必要があります（後述）。

### Q3 法人にも著作者人格権が認められますか？

#### A3 日本著作権法の解釈上、一般に、法人にも著作者人格権が認められると考えられています。

日本の著作権法では、法人の従業員等が職務上創作した著作物の著作者は法人となる（法15条。職務著作）、職務著作の場合には、著作者人格権も、著作者である法人に発生すると解釈されています。この点は、日本の著作権法における創作者主義の例外です。

### Q4 他の国でも同じように著作者人格権が定められているのですか？

#### A4 世界の著作権に関するスタンダードは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）が定めています。ベルヌ条約は、加盟国を本国とする著作物につき、内国民待遇の原則、無方式主義、最低限保護されるべき著作権・著作者人格権の内容等を定めています。このうち著作者人格権については、ベルヌ条約6条の2が、①著作物の創作者であることを主張する権利、②著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を定めています。上記②は、日本の氏名表示権や同一性保持権に類似した権利です。

加盟国では、ベルヌ条約に沿って著作権に関する国内法を定めることとなりますので、各国の国内法でも基本的に著作者人格権が定められていますが、具体的な定め方は、加盟国ごとに必ずしも同じではありません。

現在、ベルヌ条約には、全世界の170国以上が加盟しており、日本は、1889年にベルヌ条約に加盟しました。現在の日本の著作権法は、ベルヌ条約に沿っています。もっとも、日本の著作権法は、著作者人格権をベルヌ条約以上に強く保護しています。例えば、日本の著作権法20条の同一性保持権は、意に反する改変を受けない権利として規定されており、ベルヌ条約の保護レベルを超えると評価されています<sup>2</sup>。また、日本の著作権法には、ベルヌ条約には規定のない公表権（法18条）も定められています。

これに対して、例えば、ヨーロッパ諸国等の大陸法系の国では著作者による著作物の撤回権や修正権が認められている等、自然権的な発想から、強い著作者人格権が著作者に認められています<sup>3</sup>。他方、英米法のアメリカやイギリスでは、功利主義的な立場から、日本と比較して、弱い著作者人格権しか認められていない<sup>4</sup>という違いが存在するとされています。

2 中山信弘『著作権法（第3版）』（有斐閣、2020年）578頁

3 欧州では、著作者の権利は人権として尊重されており、技術の発展によってもたらされる著作物の新たな利用可能性は、著作権の保護において考慮されなければならないとする法思想が定着しているといわれています（三浦正広『著作者契約法の理論』（勁草書房、2023年）290頁）。

4 中山信弘『著作権法（第3版）』（有斐閣、2020年）578・583頁

**Q5** 著作者人格権が争点になった裁判例を教えてください。

**A5** 著作者人格権が争点となった裁判例は多数ありますが、今後も議論が進みそうな裁判例をご紹介します。

## 1 公表権（法18条）

「まだ公表されていないもの」を対象とする公表権については、既に公表されている著作物であるかどうか、どのような態様の行為が「公表」（法4条）に該当するのかが問題になります。

◆講演中のライブ配信は公表権侵害には当たらないとした例（東京地判平成28年12月15日平28（ワ）11697号）

本件では、その時点で行われている講演を同時にライブ配信する行為が「公表」に当たるかが問題になりました。ライブ配信は著作者による公衆に対する口述を前提として配信するものであり、著作者が公表した著作物を配信したものであるため、公表権侵害は成立しないと判断されました。もっとも、公衆送信権侵害（法23条1項）は認められています。

## 2 氏名表示権（法19条）

### (1) 氏名表示の方法

著作物の氏名の表示は、単に第三者が著作者名を認識できれば良いというのではなく、公衆への提供・提示の態様として適切な方法であることが必要とされています。

◆SNSの表示機能の問題ではありつつも、氏名表示権侵害を認定した例（最判令和2年7月21日民集74卷4号1407頁（リツイート事件））

本件では、Twitter（現X）の仕様により、リツイート（再投稿。現リポスト）をする際に元の画像の一部がトリミングされ、当該リツイートが第三者のTwitter上に表示される際には元の画像に記載のある氏名が表示されない（元の画像を表示すれば氏名は表示される）という状態は、氏名表示権侵害であると判断されました。本件は、発信者情報開示事件としてTwitter社に対して提起されたものであるところ、戸倉三郎裁判官の補足意見は、Twitterは社会的に重要なインフラとなった情報流通サービスであるとして、Twitter社に対して利用者に対する周知等を求めています。

なお、本判決では、氏名表示の省略に関する法19条3項該当性の判断はされませんでした。その後の知財高判令和3年5月31日令2（ネ）10010号・10011号事件では、著作者の氏名の表示がTwitterのプロフィール画像の表示上の問題で消えていたという事案について、法19条3項は適用されないと判断されました。

### (2) 氏名表示の合意・承諾

◆氏名表示の合意は無効と判断し、著作者が氏名表示の侵害に長期間異議を唱えなかったにもかかわらず、権利侵害を認めた例（知財高判平成18年2月27日平17（ネ）10100号・10116号（ジョン万次郎事件））

本件では、法には、①著作者が他人名義で表示することを許容する規定が設けられておらず、②著作者ではない者の実名等を表示した著作物の複製物を頒布する行為に刑事罰が定められてい

ること（法121条）からすると、氏名表示権は著作者の自由な処分にすべて委ねられているわけではなく、真の著作者名を表示することが公益上の理由からも求められているものと解すべきとして、著作物の公表名義を著作者ではない者の名義で公表する合意が当事者間で存在するとしても、当該合意は法19条の強行規定に反して無効である、と判断されました。

なお、本件では、著作者が当初から30年以上の間、著作物に第三者の署名が入っていたことを認識したうえで異議を述べていないとしても、当事者間の他の事情を総合的に考慮すれば、氏名表示権に基づく権利行使が著作者によって行われないと信頼すべき正当な事由が存在するとまでは認められないとして、権利失効の原則や権利濫用の主張は退けられています。

### 3 同一性保持権（法20条）

#### (1) SNSの表示方法により画像の一部が表示されなくなる場合の同一性保持権侵害

SNSの仕様について同一性保持権侵害が問題になった事案では、同一の仕様が問題になっているにもかかわらず、事案によって、微妙に異なる判断がなされていると思われる例があります。

#### ◆ア SNSの表示機能の問題ではありつつも、著作権侵害を認定した例（知財高判平成30年4月25日判時2382号24頁（リツイート事件控訴審））

上記2(1)の控訴審は、同一性保持権侵害についても判示しており、Twitterの仕様によりリツイートでは画像の表示が一部分となる点について、画像データ自体に改変が加えられているものではないとしても、タイムラインに表示される画像が一部分だけとなったことはリツイート者による「改変」に当たるとして、同一性保持権侵害を認め、リツイートの対象となったツイート（投稿。現ポスト）が著作権者に無断のツイートであることを理由に法20条2号4号の「やむを得ない改変」の該当性を否定しました。

#### ◆イ SNSにおいて表示される画像が一部のみになることは、当該SNSの利用における「やむを得ないと認められる改変」に当たるとした例（知財高判令和4年10月19日令4（ネ）10019号（トレパク検証事件））

本件は、Twitterに投稿された画像のうち、Twitterのタイムラインの画像の表示が著作物の一部のみになる点については、①Twitterのタイムライン上の表示は、Twitterの仕様等により決定されるもので、投稿者が自由に設定できるものではなく、投稿者自身も投稿時点では、どのような表示がされるか認識し得ないこと、②投稿後も、Twitterの仕様等が変更されると、タイムライン上の表示が変更されること、③ツイートに添付された画像データ自体は当該ツイートを閲覧したユーザーの端末にダウンロードされており、タイムライン上の画像をクリックすると、画像の全体が表示されることが認められることから、タイムライン上の表示が画像の一部のみとなることは、Twitterを利用するに当たっての「やむを得ないと認められる改変」であると判断しました。

上記イの裁判例はTwitterの仕様により画像の一部しか表示されない状態を「やむを得ないと認められる改変」に該当すると判断したのに対して、アの裁判例は同じ態様について同要件の該当性を否定しているところ、異なる判断をしているように見受けられます。これらの事案ではツイートとリツイートという行為態様の差はあるものの、Twitterの仕様により画像の一部が表示されないという点は同様です。この点、アの裁判例の投稿は、リツイートの元のツイートにおける画像の利用が著作権を侵害していました。他方、イの裁判例の投稿は、ツイートに第三者の画

像を用いているものの、当該第三者が著作権侵害を行っているか否かの検証を目的とした投稿であり、当該画像の利用の著作権侵害については引用（法32条1項）に当たるとして否定しています。そのため、イの裁判例で「やむを得ないと認められる改変」に該当すると判断されたのは、著作権についての判断との平仄から、著作者人格権侵害を認めるべきではないという価値判断が強く働いたと思われま

## (2) ゲームの改変

コンピュータゲームは映画の著作物（法10条1項7号）に当たるとされていますが<sup>5</sup>、ゲームが本来予定している数値等を改変する行為が同一性保持権の侵害に当たるか否かについて、判断の分かれた事案があります。

◆ア ゲームのパラメータの数値を上げて本来予定された範囲を超えたストーリーが展開されるメモリーカードの配布が同一性保持権侵害に当たるとした例（最判平成13年2月13日民集55巻1号87頁（ときめきメモリアル事件））

本件は、ゲームのパラメータの数値を上げ、当該ゲームで本来予定された範囲を超えたストーリーが展開されるメモリーカードの配布行為について、「ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらすことになる」と判断しました。また、本件では実際にゲームをプレイする者ではなく、メモリーカードを輸入・販売した者の権利侵害が主張されており、同一性保持権侵害の主体性が問題になりますが、侵害行為者がメモリーカードを使用することを予期して流通に置き、購入した者が実際にメモリーカードを使用したことが推認できるとして、メモリーカードを輸入販売した者による同一性保持権侵害を認めました。

◆イ ゲームのアイテムの所持数や装備品の数値等を書き換えることで攻略を容易にした行為について、同一性保持権侵害が認められなかった例（大阪地判令和3年5月12日平成30（わ）2469号（モンスターハンター事件））

本件は、ゲームのアイテムの所持数や装備品の数値等を書き換えてはいるものの、本来予定されていた範囲を超えてゲームのストーリーが展開するものとはいえないとして、同一性保持権侵害を否定しました。上記アの裁判例と同様に映画の著作物としてのストーリーの改変が議論になりましたが、本件の改造行為はゲームの攻略を容易にしているにとどまり、ストーリーの改変をしたとまではいえない、と判断されました。

## 4 名誉声望権侵害(法113条11項)

法113条11項によれば、著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、当該著作者の著作者人格権を侵害する行為とみなされます。

◆SNSにおける著作物の紹介方法によって名誉声望権侵害が認められた例（知財高判平成25年12月11日平25（ネ）10064号（漫画 on Web事件））

---

5 コンピュータゲームのソフトはプログラムの著作物(法10条1項9号)としての側面も有しますが、ときめきメモリアル事件の第1審判決（大阪地判平成9年11月27日判タ965号235頁）は、メモリーカードによりゲームのプログラム自体が書き換えられるものではない、と判断しています。

本件は、有名漫画家が希望する似顔絵を色紙に描いたものを贈与するという販促サービスで昭和天皇及び平成天皇の似顔絵を描いて送付・贈与したところ、当該似顔絵を受領した者が、当該漫画家が一定のプロジェクトに賛同して当該似顔絵を作成したと第三者に認識され得る形式でインターネットに掲載したという事案です。当該行為について、当該漫画家に一定の政治的傾向や思想的立場からの一面的な評価を受けさせるおそれを生じさせるもので、名誉・声望を害する方法で似顔絵を利用したものであるとして、著作者人格権を侵害すると判断されました。

**Q6** 著作者人格権が今後議論になりそうな点があれば教えてください。

**A6** インターネットで流通する情報には著作物が多く含まれており、著作権・著作者人格権が問題になる場面は増え続けています。著作者人格権について今後議論になると考えられる論点としては、下記のものがあります。

### 1 著作者人格権の不行使特約

人格的利益を対象とする権利である著作者人格権は、基本的に放棄できないとも思われますが、実務上、著作権の譲渡契約や著作物の利用許諾契約においては、著作者人格権の不行使特約を設けることが一般的です。

こうした著作者人格権の不行使特約のうち、「著作者は著作者人格権を行使しないものとする」という包括的な記載の条項は、著作者人格権の放棄と実質的に同等であり、無効とされる余地もあると思われます。もっとも、当事者間で著作物の譲渡・利用に関して何らかの合意をしているという実態を踏まえますと、著作者人格権の不行使特約を一概に無効にするのではなく、著作者人格権の種類や契約その他の取引の状況を踏まえて、その範囲や有効性を検討するのが妥当と考えます。

著作者人格権の不行使特約に関する司法の確定的な判断はいまのところ存在しませんので、今後何らかの判断が示されるのか、注目すべき論点といえます。

### 2 契約における同一性保持権

譲渡や放棄ができない著作者人格権を、著作権の譲渡契約や著作物の利用許諾契約において、どのように処理するのが適切かという問題があります。著作権の譲渡契約や著作物の利用許諾契約において特に問題になるのは、同一性保持権（法20条）の取扱いです。契約を締結して著作物を利用できる権利を取得したにもかかわらず、著作者から権利侵害を後に主張されるという事態は、著作者人格権一般に生じうる問題です。特に同一性保持権については、改変される態様が著作物ごとに異なり、その程度も異なりますので、利用者としてもどのような改変であれば問題が無いのかを判断しにくく、公表権（法18条）や氏名表示権（法19条）と比べて、許諾の範囲を予め決めにくい、という性質があるといえます。また、著作物の形態は著作者の「こだわり」が最も詰まった部分であるといえる一方、著作物を利用する側は著作物の一部を改変して自由に利用したいと考えますので、同一性保持権をめぐることは、著作者と利用者との利害の対立を生じやすく、トラブルになりやすいといえます。

この点をどのように整理するかですが、上記のとおり同一性保持権は翻案権と同じ場面で機能することがありますので、翻案を許諾していれば、常識の範囲内での改変は当然であり、事後的に同一性保持権侵害の主張を許すのは適切ではありません。他方で、仮に翻案を許諾されている

としても、著作者の名誉や声望を害するような形態の極端な改変までは許されないのは当然ともいえます<sup>6</sup>。

結局のところ、どこまでが許される範囲の改変であるかは、著作者の意思に委ねられることとなりますから、著作物の利用目的や態様を著作者に説明したうえで、どこまでの改変であれば許されるのかを著作者に確認し、その内容をできる限り具体的に契約に記載することが望ましいといえるでしょう。

### 3 インターネットと著作者人格権

インターネット上では、今後も、様々な形態で著作物の利用を可能するサービスが増えていくと思われます。もっとも、著作物の自由な利用は、著作者の権利が侵害されるリスクと隣り合わせです。この点、インターネット上で流通する著作物について、著作者がその（一部の）利用を許諾したとしても、自身の著作物に関する「こだわり」を守るために最終的に使うことができるのが著作者人格権であるといえるでしょう。インターネット上で著作物の利用を認める場合には、著作者人格権をどのように規定するのが重要になってきます。

近時、著作者（又は出版社）が自ら利用者による著作物の改変を許容し、利用者が改変した著作物をSNSに投稿することを予め認め、当該投稿が原著作物の広告としての機能も果たす、というサービス<sup>7</sup>が開始されました。このような新たなサービスは今後も増えると考えられますが、多くの場合には、同一性保持権が問題になり得るだろうと思われます。インターネットでのサービス展開の際には、契約書を作成することなく、サービス提供者と多数の利用者間の利用規約において著作者人格権の不行使を規定することが多いのですが、多岐に渡る利用者について、一律の著作者人格権の不行使特約で権利関係を適切に処理できるかどうかは、個別当事者間の契約以上に、今後の議論が必要であると思われます。

以 上

---

6 参考：中山信弘『著作権法（第3版）』（有斐閣、2020年）586－587頁

7 <https://kirinuki.shonenjumpplus.com/>